

# 「給付金制度」

※本制度は国の事業です。児童手当などと  
同じく返済の必要はありません。  
(貸与奨学金、就学支援金とは別制度です)

## ① 給付対象者

(生活保護世帯及び非課税世帯)

## ② ご案内時期(年に一回 7月頃)

①の対象者へ郵送にて案内致します

## ③ 提出先 石川高校 事務室



世帯区分		支給額
1	生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯	32,300円
2	市町村民税所得割額 対象生徒が第1子	75,800円
3	(非課税世帯) 23歳未満の扶養されている兄・姉が おり、対象生徒が第2子以降	129,700円

【問い合わせ先】石川高校 事務室 担当者  
TEL:098-964-2006